

2022年度
電源I'廠気象対応調整力募集要綱

東京電力パワーグリッド株式会社

目 次

第1章	はじめに
第2章	注意事項
第3章	用語の定義
第4章	募集スケジュール
第5章	募集概要
第6章	応札方法
第7章	評価および落札案件決定の方法
第8章	契約条件
第9章	その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制導入にともない、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため、71.3万kWに相当する設備等（以下「電源Ⅰ 厳気象対応調整力」といいます。）を入札により募集いたします。なお、広域的な予備率が8%未満となる場合等に、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を発動いたします。

※ 想定される発動回数については、第62回制度設計専門会合（2021.6.29）資料6-1を参照ください。なお、落札評価上考慮する想定発動回数も同値を採用しております。（第7章 評価および落札案件決定の方法 参照）

今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性の確保や厳気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、長期契約（1年間）を前提としておりますが、確保した厳気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、短期契約（1年未満）を前提とした追加募集を行なうことがあります。

3. この電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、当社が電源Ⅰ 厳気象対応調整力として募集し、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約を締結する発電設備または負荷設備等（以下「契約設備」といいます。）が満たすべき要件、評価方法等について説明いたします。

落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約書（ひな型）ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書（ひな型）を参照してください。

4. 本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時等に確実に期待できる需給バランス調整力を、効率的に確保するために、本要綱に定める募集条件等にもとづき、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供できる事業者を入札により募集いたします。入札によって手当される電源Ⅰ 廠気象対応調整力は、調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この経済的要素に加え、需給バランス運用の弾力性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価いたします。このため、応札者は入札書等を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸要件および募集に合わせて公表する電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書（ひな型）ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書（ひな型）の内容を全て承認のうえ、当社に入札書等を提出してください。
- (5) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約設備は、当社が別途定める端境期における調整力の提供に関する覚書を当社と締結していただく必要があります。
- (6) 当社が属地TSOとなる場合で、契約設備が、当社が別途定める、電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にて規定する電源Ⅱ周波数調整力または電源Ⅱ需給 balan

ス調整力募集要綱にて規定する電源Ⅱ需給バランス調整力の技術的要件を満たしている場合かつ当社と協議のうえ双方の合意が得られた場合は、電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力契約と同時に電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を当社と締結することも可能といたします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札候補案件決定以降、別途協議いたします。

- (7) 上記(5)または(6)に加え、契約設備が発電設備である場合は、一般送配電事業者との間で託送供給等約款（以下「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。また、契約設備がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。なお、発電量調整供給契約の契約者または接続供給契約の契約者と電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力契約者とが同一であることは求めません。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して、本要綱では「属地TSO」といいます。）

- (8) 当社が属地TSOとなる場合、別途募集いたします電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ需給バランス調整力に応札する契約設備と同一の設備等を用いて、電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力へその容量の全部または一部が重複して入札を行なうこと（以下「重複入札」といいます。）も可能といたします。その場合の落札判定は電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力、電源Ⅰ[〓]廠気象対応調整力の順に実施し、落札となった契約設備につきましては以降の応札の評価対象外といたします。ただし、入札書(様式1)13項において応札量の調整についての記載がある場合、その記載にもとづいて契約設備の容量の一部を落札とすることがあります。

なお、同一応札者による同一募集枠への重複入札はできないものといたします。

- (9) 当社が属地TSOとなる場合、別途募集いたします電源Ⅰ周波数調整力または

電源Ⅰ需給バランス調整力に応札する契約設備の容量を複数に分割し、その分割した容量(明確に区分できる必要があります)ごとに重複しない範囲で電源Ⅰ「廠気象対応調整力」へ入札を行なうこと(以下「複数入札」といいます。)も可能といたします。ただし、同一応札者による同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。

(10) 応札者は、電源Ⅰ「廠気象対応調整力」への入札に加え、上記(8)および(9)による重複入札または複数入札を行なう場合は、それぞれの入札が、重複入札対象または複数入札対象である旨を入札書に明記してください。なお、明記が無く、同一の契約設備から複数の募集枠への応札がなされていて、当社にて落札案件決定ができない場合、当該契約設備に係る全ての応札を無効とさせていただきます。

(11) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面(様式8)により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰できませんので、あらかじめご了承ください。

なお、入札辞退者の入札書は速やかに返却いたします。

(12) 本要綱にもとづく電源Ⅰ「廠気象対応調整力」契約(および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力)は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。

(13) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものといたします。またジョイント・ベンチャー等のグループ(以下「JV」といいます。)で応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地等を様式2により明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。

なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとしたします。

- (14) 以下のイからハまでのいずれかに該当する関係（資本関係または人的関係等）にある複数の者が、本入札の応札を希望する場合は、原則として、そのうち一の者より応札するか、JVとして応札してください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「12資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いいたします。

※本要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。
独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者ご注意ください。

イ 資本関係

(イ) 会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等と会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ 人的関係

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ・ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項または会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他、上記イまたはロと同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

(15) 本要綱にもとづき評価した結果、当社が電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力）を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、協議の後に、当社と電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力）した落札者を「契約者」といいます。）、属地TSOまたは当社が第三者と合併、会社分割または電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとしたします。

(16) 応札にともなつて発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力）の交渉に要する費用等）は、全て応札者で負担するものとしたします。

(17) 入札書は全て日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(18) 入札募集期間中、入札書提出後に入札書の内容を変更する場合は、内容変更前の入札辞退書とともに新たに内容変更後の入札書を提出してください。

なお、入札募集期間終了後に入札書および添付書類の内容を変更することはできません。

また、ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については、これに応じていただきます。

(19) 契約希望者は2023年10月以降、インボイス制度が導入されるため、適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし、当社は以下の目的に限り、必要最小限の範囲で関係する一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）または監督官庁へ入札情報の一部(落選した情報含む)を提供いたします。

- (1) 本要綱第5章1（5）ハにおける契約設備の重複確認のため
- (2) 本要綱第5章1（5）ニにおける複数入札の妥当性確認および本要綱第7章（評価および落札案件決定の方法）における、落札案件を一意に決定するため
- (3) 広域機関が、供給力の二重計上防止の観点から、発電事業者や小売電気事業者等から広域機関に提出された供給計画の内訳と、本要綱にもとづき応札された発電設備または負荷設備等の内訳とを比較するため
- (4) 法令の規定にもとづき、官公庁、裁判所等の公的機関から秘密情報の開示の求めがあり、これに応じるため

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社ホームページ問い

合わせ専用フォームより受け付けいたします。

なお、審査状況等に関するお問合せにはお答えできません。

当社ホームページ問合せ専用フォームURL：

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/reserve/2022/index-j.html>

第3章 用語の定義

1. 契約・料金関連

(1) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約

容量市場が開設されるまでの供給力確保策として、過去10年の中で最も猛暑・厳寒であった年度並みの気象を前提とした需要（厳気象H1需要）において、平均的な電源トラブルやそれを一定程度上回る供給力低下が発生しても、国からの特別な要請に基づく節電に期待する（場合によっては計画停電に至る）といった状況に陥らないようにすることを主な目的とした調整力を供出していただく取決めを締結する契約および当社が契約設備を活用し、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出を受けた際に、そのkWhに係る取決めを締結する契約をいいます。

(2) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ 厳気象対応調整力として電力を供出していただく契約設備との契約kWで、指令応動時間以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DRを活用した負荷設備等の場合は、属地TSOの約款における損失率を考慮したものといたします。

(3) 電源Ⅱ周波数調整力契約

当社が別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にもとづき、当社が公募により調達する、主に実需給断面で安定的に継続して周波数制御および需給バランス調整を実施するための専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(4) 電源Ⅱ需給バランス調整力契約

当社が別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、当社が公募により調達する、主に実需給断面で安定的に継続して需給バランス調整を实

施するための専用線オンライン指令（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で調整可能な電源等を供出していただく取決めを締結する契約をいいます。

(5) ネガワット

本要綱においては、需要家の需要抑制等による順潮流（一般送配電事業者が運用する電力系統から需要家の構内側へ向かう電力の流れ）の減少のことをいいます。

(6) ポジワット

本要綱においては、発電設備の増出力による逆潮流（発電設備等の設置者の構内から一般送配電事業者が運用する電力系統側へ向かう電力の流れ）の増加のことをいいます。

(7) アグリゲーション

本要綱においては、複数の需要家の需要抑制または発電設備の増出力を束ねることをいいます。

(8) 運転継続時間

契約設備が、電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力で電力の供出を継続できる時間をいいます。

(9) 運転継続可能時間

当社が契約設備に対し、当社指令に応じた調整の継続を求める時間で、3時間をいう。

(10) 指令応動時間

当社または当社から依頼を受けた属地TS0からの電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力の供出指令（以下、本要綱の指令に係る記載において、特段の規定が無

い場合は、同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地TSO」に読み替えるものといたします。)を受信した後、契約設備が、実際に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を供出するまでに要する時間をいいます。

(11) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間数

平日時間のうち、契約設備を当社の指令に従い電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます。(9～20時の最大11時間)

(12) 基本料金

契約設備が提供時間において、kWを供出するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を提供期間月数で除し、提供期間の各月で精算いたします。

(13) 従量料金

当社指令により、契約設備が起動・運転または需要抑制を行ない、電力量(kWh)を供出するために必要な費用への対価をいい、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約(および同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約)にもとづき精算いたします。

(14) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、需給調整市場システムに毎週登録していただきます。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける契約設備においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価(V2)を設定いたします。このような契約設備との契約(電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約(および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約、))の詳細については、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約書(ひな型)(および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書(ひな型)もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書(ひな型))を元に

別途協議いたします。

(15) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約設備に対して、出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う1kWhあたりの単価をいいます。

(16) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約設備に対して、出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る1kWhあたりの単価をいいます。

(17) 需給調整市場システム

需給調整市場において Δ kW (一般送配電事業者が、調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利) を取引するためのシステムをいいます。

2. 電源分類・需給関連・発電機関連

(1) 電源 I 周波数調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン (簡易指令システムを用いたものを除きます。) で調整できる契約設備をいいます。なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須といたします。

(2) 電源 I 需給バランス調整力

当社があらかじめ確保する、オンライン指令 (簡易指令システム (取引規程 (需給調整市場) の通信設備に関する要件を満たすもの) を用いたものを含みます。) で調整できる契約設備をいいます。なお、常時の周波数制御には用いず、需給バランス調整対応の調整力のため、周波数調整機能の具備は必須としないものとしたします。

(3) 電源Ⅰ

当社の専用電源として、常時確保する設備等をいいます。その使用目的に応じ、電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力に区分されます。

(4) 電源Ⅱ周波数調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰを除きます。）で、ゲートクローズ（以下「GC」といいます。）以降余力がある場合に当社が周波数調整および需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(5) 電源Ⅱ需給バランス調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システム（取引規程（需給調整市場）の通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰおよび電源Ⅱ周波数調整力を除きます。）で、GC以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

(6) エリア需要

当社の供給区域で消費される電力のことをいいます。

(7) H1需要

10年に1度程度の割合で起こりうる厳気象時における高需要で、想定される最大のものをいいます。

(8) H3需要

ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したもののうち、年間で最大のものをいいます。

(9) 広域的な需給バランス調整

各一般送配電事業者が算出しているエリアの予備率ではなく、地域間連系線

の混雑がない範囲の広域的な予備率を踏まえた需給バランスの調整のことをいいます。

(10) 厳気象発生月

猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいいます。当社では発生月を夏期（7～9月）および冬期（12～2月）といたします。

(11) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力の不足が見込まれる状態のことをいいます。

(12) 平日時間

本要綱においては、厳気象発生月における、9時～20時をいいます。ただし、12月29日～1月3日および、それらの日以外の土日祝日は対象外といたします。

(13) 実効性テスト

容量市場で落札された発動指令電源が、契約容量以上の供給力を供出できることを確認するためのテストのことをいいます。実需給期間の2年度前に実施するとされています。

3. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

当社が周波数制御または需給バランス調整を行なうため、当社中央給電指令所（以下「中給」といいます。）システムから、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、運転指令することをいいます。

また、中給～契約設備間の通信設備等（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。））が必要となります。

なお、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オ

ンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記いたします。

(2) 系統連系技術要件

属地TSOが維持・運営する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいい、属地TSO約款の別冊にて規定いたします。

(3) 周波数調整機能

契約設備が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的とし、契約設備の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(4) 需給バランス調整機能

契約設備が接続する電力系統の需給バランス調整を目的とし、契約設備の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(5) EDC

中給から発電機に対して運転基準出力を指令する装置をいいます。

(Economic load Dispatching Controlの略) : DPC (Dispatching Power Controlの略)、OTM (Order Telemeterの略) と同義

(6) DR

本要綱においては、需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制もしくは増加することをいいます。

(DR : Demand Responseの略)

(7) アグリゲーター

単独または複数の、DR を実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実

現する事業者(その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。)をいいます。なお、需要家自らがアグリゲーターとなることも可能です。

(8) 調整力ベースライン

約款、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(資源エネルギー庁策定)における標準ベースライン等、DRを実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に属地TSOの約款における損失率を考慮したものをいいます。

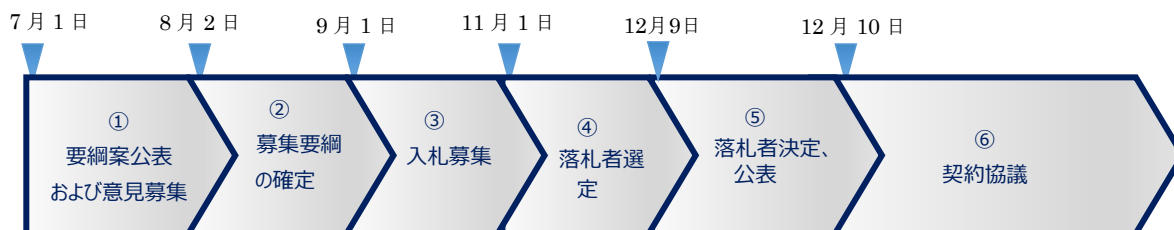
4. その他

(1) 当社エリア

当社の供給区域である次の地域をいいます。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)

第4章 募集スケジュール

1. 2022年度における入札公表から、落札者との電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1～ 8/1	①要綱案公表および意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電源Ⅰ 廠気象対応調整力を調達するための本要綱案を策定し、入札募集内容を公表するとともに、本要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行いません。応札者は、本要綱案を参照のうえ、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて8月1日(月)までに専用フォーム URL より意見を提出してください。
8/2～ 8/31	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を踏まえ本要綱を確定いたします。
9/1～ 10/31	③入札募集	当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書等を作成し、10月31日(月)までに応札してください。
11/1～ 12/8	④落札者選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定いたします。ただし、募集容量に達しなかった場合は、状況により対応を検討いたします。
12/9～	⑤落札者決定、公表	当社は、落札者決定後、入札結果を公表します。ただし、募集容量に達しなかった場合は、結果公表日を前倒しする可能性があります。
12/10 以降	⑥契約協議	当社は、落札者と電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約に関わる協議を開始し、契約いたします。

※ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約への公募に応札いただいた電源で、落札後、同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合、10/31までに契約申込をお願いします。(詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。)

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅰ 廠気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりといたします。

(1) 募集容量

71.3万kW

イ 募集容量は71.3万kWといたします。

ロ 別途募集いたします電源Ⅰの落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ずその募集容量（331.9万kW）を超過した場合は、本要綱における募集容量から当該超過分を控除することといたします。

(2) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間

2023年7月1日から2023年9月30日および2023年12月1日から2024年2月29日まで
--

電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間は、2023年7月1日から2023年9月30日および2023年12月1日から2024年2月29日までといたします。（以下「提供期間」といいます。）

気象対応調整力の提供時間は、提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除き、各日9時から20時までといたします。

(3) 対象設備等

当社、東北電力ネットワーク株式会社(以下、「東北電力」と呼びます)または中部電力パワーグリッド株式会社(以下、「中部電力」と呼びます)の系統に連系し当社からの指令に応じ出力調整可能な設備等
--

イ 当社、東北電力または中部電力の系統（離島を除きます。）に連系する設備等（連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除きます。）で、当社または属地TSOからのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）により出力調整可能な火力発電設備、水力発電設

備、およびDR事業者等といたします。

ロ 使用する燃料については、特に指定いたしません。受給期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ 応札時点で営業運転を開始していない設備等、および当社とオンライン信号（簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない設備等の場合、入札時までに約款にもとづく接続検討が終了していること、提供期間開始日までに設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

また、電源 I 〃 廠気象対応調整力契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

(4) 最低容量

1,000kW 以上

最低入札容量は1,000kW（1kW単位）となります。

(5) 入札単位

原則、容量単位

イ 入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。

ただし、DRを実施可能な需要家を集約し、各需要家の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要家をまとめて1入札単位といたします。

例外として契約受電電力が最低入札容量未満であるもの、契約受電電力が最低入札量以上ではあるが単体で最低入札量を供出できない（※1）発電設備、または提供期間を通じ最低入札量を供出することができない（※2）発電設備については、複数の発電設備をまとめ、その合計が最低入札量以上となる組み合わせ、または、これらとDRの組合せにより入札いただけます。入札可能な組み合わせの詳細については、別途公表する資料をご確認ください。

※1 発電機ごとに計量器が取り付けられていて、当該発電機を特定できる

場合に限りです。

※2 提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことが確認できる資料を入札時に提出していただきます。

複数の需要家または発電設備をまとめて1入札単位とする場合、当該需要家および発電設備に係るすべての地点において、同じ一般送配電事業者と接続供給契約または発電量調整供給契約を締結している必要があります。

ロ 応札いただく電源「厳気象対応調整力契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札を無効とさせていただきます。

ハ 応札者の契約設備が、他の応札者と重複しており、当該契約設備に対する応札kWの合計値が、当該契約設備の設備容量を超過している恐れがある場合においては、当該契約設備を用い応札した全応札者に対し、その旨を通知し、当該契約設備の応札kWの妥当性を確認いたしますので、当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答してください。確認の結果、当該契約設備の応札kWを、設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、また、期日までに回答いただけない場合は、当該契約設備の応札kWの妥当性が確認出来ないため、全応札者に対して当該契約設備を無効としたうえで評価いたします。

なお、確認の結果、応札者の当該契約設備に対する応札kWに変更が生じた場合においても、入札書に記載した契約電力は変更できないものといたします。

特に複数の需要家または発電設備をまとめて、電力の供出を行なう場合、応札者は、上記について各需要家へ十分説明いただき、当該取扱いについて理解・承諾をいただいたうえで応札してください。

ニ 当社への入札と同一の契約設備を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は、それぞれの入札が、いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か、応札時に

明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約設備から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約設備に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）また、この場合の入札は次の通りとさせていただきます。

(イ) いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名（契約設備名称）とさせていただきます。

(ロ) 複数の需要家、発電設備またはその両方をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家、発電設備またはその両方が完全に一致するようにさせていただきます。また、供出電力（kW）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。

なお、当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は、当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

ホ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を締結する契約設備を用いて、需給調整市場に入札する場合は、別途当社ホームページに公表する「電源Ⅰ 契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。

(6) 上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、評価用単価*がその単価以下となる入札案件のみを審査対象といたします。

※ 評価用単価の算定方法については第7章3をご参照ください。

2. 当社からの指令で制御可能とするために必要な設備要件は、原則として以下のとおりといたします。

(1) 設備要件

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合

応札いただく契約設備については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

調整実施 ※調整実施指令信号

- ※ 属地TSOからの契約設備に対する出力指令を受信していただきます。なお、原則として運転継続時間（3時間）にわたり調整を実施した後、自主的に契約設備の計画値に復帰していただきますので、属地TSOから別途復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(ロ) 送信信号

調整実施了解 ※調整実施了解信号

- ※ 属地TSOからの受信信号に対する打ち返しとし、属地TSOからの信号受信から調整実施までに相応の時間がある契約設備については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途属地TSOと取り決めた時間（本章第3項（1）イにもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、属地TSOからの信号受信から遅滞なく調整実施可能な契約設備については、調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可といたしますが、詳細は別途協議いたします。）を、それぞれ通知いただくものといたします。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」へ準ずる必要があります（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。）。加えて、属地TSOの電力制御システムに接続することになるため、属地TSOが定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

ロ 簡易指令システムを用いた応札の場合

応札いただく契約設備については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

(イ) 受信信号

a 調整実施

(a) 調整実施指令信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

(b) 調整実施指令変更信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

(c) 調整実施取消信号

※ 当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

b 送信信号

(a) 調整実施可否 ※調整実施可否信号

※ 当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものといたします。

なお、当該機能について、契約者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります（改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。）。

通信仕様については、OpenADR 2.0bに準拠いたします。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.1) およびダイヤモンドリスpons・インタフェース仕様書第2.0版を参照してください。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する契約設備から供出される電力の合計が100万kW以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等）していただく必要があります。

3. 電源 I 厳気象対応調整力が満たすべき運用要件は原則として以下のとおりとい

たします。

(1) 運用要件

イ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供

当社からの平日時間における指令に対し、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供していただきます。なお、本運用要件の範囲内において、当社は、広域的な需給バランス調整等のために電源Ⅰ 廠気象対応調整力を活用します。詳細については当社ホームページにて別途公表する「広域予備率に基づく電源Ⅰ 廠発動について」※を参照してください。

※ 「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて継続検討中の事項については、確定次第、本資料へ反映いたします。

ロ 指令応動時間が3時間以内

平日時間において、当社からの指令により、3時間以内に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の供出が可能であることが必要です。

ハ 運転継続時間が原則3時間以上

(イ) 原則として3時間にわたり当社の指令に応じた電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の供出が継続可能であることが必要です。

(ロ) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力での運転継続時間が3時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。

ニ 平日時間における発動回数が12回以上

(イ) 平日時間における発動回数は12回以上とさせていただきますが、制限を設けることを希望される場合応札時に申し出ていただきます。

(ロ) 平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超す場合および平日時間以外の時間においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。

(ハ) 当社からの電力の供出指令および要請は、1日1回を基本としますが、別途協議のうえ、1日に複数回の指令を行なう場合があります。なお、連日の発動となる場合があります。

ホ 定期点検、補修作業時期調整の応諾

定期点検等は、電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供時間以外の期間に実施して

ください。

へ 計画等の提出

当社の求めに応じて契約設備の発電等計画値（DRを活用した契約者の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。

ト ゲートクローズ前の指令

当社が3時間（または本号口で定める応札者が指定する時間）前に、発電等出力増の指令を行なった場合も、属地TSOの託送供給等約款にもとづき提出される、balancingグループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

チ 系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で電源等（発電設備を活用した電源等に限りません。）の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

リ 設備トラブル対応

厳気象発生月においては、設備不具合等の発生時には、速やかに当社および属地TSOへ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

ヌ 目的外活用の禁止

落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源 I 〳 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備の電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力を電源 I 〳 厳気象対応調整力契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じる場合は除きます。

(2) その他

イ 技術的信頼性

(イ) 応札していただく設備等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績（DR実証試験による実績を含みます。）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力の供出を行なううえでの技術的信頼性

を確保することとしていただきます。

(ロ) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。

- a 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出
- b 当社または属地TSOからのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施
- c 現地調査および現地試験
- d その他、当社が必要と考える対応（過去に契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者について、契約電力を供出できることを証明する資料の追加提出など）

(ハ) 提供期間において、契約設備の機能等に変更があった場合は、適宜、当社および属地TSOに連絡していただきます。

(ニ) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、当社が電源Ⅰ 廠契約者、または関連するリソースアグリゲーター、需要家等に対し、実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じていただきます。

ロ 電気事業法等に定める手続きの実施

落札者は、廠気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

ハ 準拠すべき基準

応札していただく設備等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、当社に対して、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。提出された入札書（写しを含みます。）は返却いたしませんので、あらかじめ了承願います。

なお、入札書類および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが、（1）イ（〜）供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）について、例えば地点数が多い入札案件などで添付書類が膨大となる場合は、入札前に当社へ事前相談の上当社が認めた場合のみ、電子データでの提出を可能とします。

（1） 入札書の提出

イ 提出書類

入札書類（様式1〜様式7）および添付書類

入札書の概要は以下の通りです。

- （イ） 入札書（様式1）
- （ロ） 応札者の概要（様式2）
- （ハ） 電源等の仕様（様式3， 3-1， 3-2）
- （ニ） 運用条件に関わる事項（様式7）
- （ホ） 入札書に押捺した印章の印鑑証明書
- （ヘ） 供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）

※ 様式4， 5， 6は不要（欠番）です。

※ 供出設備に関する情報がわかる書類の詳細については入札書様式3※4をご確認ください。

※ 入札書および添付書類において使用する言語は日本語，通貨は日本円としていただきます。

※ 消費税等相当額は，外税方式によりお支払いいたしますので，容量価格，上限電力量単価に含めないでください。

※ 公租公課における事業税相当額については，以下のとおり取り扱いします。

・応札者が収入割を含む場合は、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。

・応札者が収入割を含まない場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしませんので、容量価格、上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。

※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。

※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。

※ 提出書類については、開札後、弊社からの求めに応じて電子データの提出に応じて頂きます。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参または郵送により提出してください。

ハ 提出場所

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループ

ニ 募集期間

2022年9月1日（木）～ 2022年10月31日（月）

(イ) 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

(ロ) 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

<ご連絡先>

東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループ

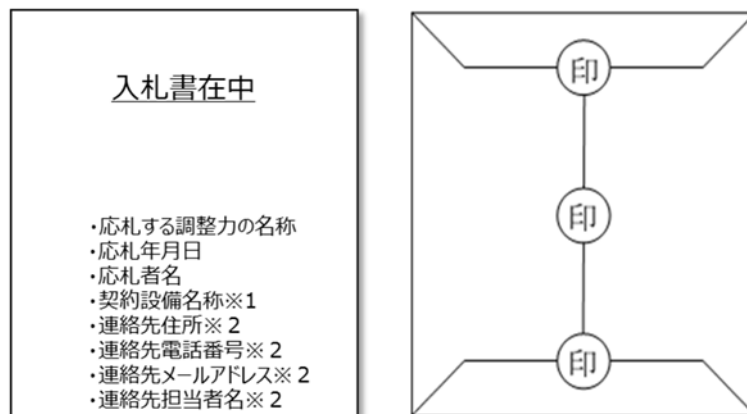
電話：03-6363-1176(直通)

ホ 入札を無効とするもの

(イ) 記名押印のないもの

(ロ) 提出書類に虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 応札者が複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

(例) ○○A、○○B (○○アグリA、○○アグリB)

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)ハに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

(2) 一般書留または簡易書留で郵送してください。

(3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。

※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。

※期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。

※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

(4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

イ 入札書（様式1）

●●●●年●月●日

入 札 書

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

東京電力パワーグリッド株式会社が公表した「2022 年度電源 I ㄥ 廠気象対応調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

1 発電機等の所在地および契約電源等の名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機		
2 電源 I ㄥ 廠気象対応調整力契約電力（送電端値）	●kW		
3 運転継続時間	●時間連続可能		
4 電源 I ㄥ 廠気象対応調整力提供可能時間	●時～●時（9時～20時）の間		
5 容量単価（1kWあたりの価格＝容量価格÷電源 I ㄥ 廠気象対応調整力契約電力） ※自動表示（銭未満四捨五入）	1 kWあたり ●円 ●銭		
6 容量価格※ ¹	●円		
7 上限電力量単価	1 kWhあたり ●円 ●銭		
8 当社からの指令方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用線オンライン ・簡易指令システムを利用したオンライン 		
9 指令受信から調整実施までの時間	●分 （3時間（180分）以内）		
10 廠気象対応調整発動可能回数	●回（12回以上）		
11 他の応札との関係 （該当するものを○（マル）で囲む）		重複入札	
		複数入札	
	電源 I 周波数調整力		
	東北電力調整力公募		
	中部電力調整力公募		
（該当するものに○（マル）をつけてください。）			

1 2 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※2	
調整契約電力（送電端値）	
●kW～●kW※3	
●kW～●kW	
●kW～●kW	
※容量単価は5の値、上限電力量単価は7の値を適用するものといたします。	
1 3 電源Ⅱ契約の締結有無（該当するものに○をつけてください。）	・電源Ⅱ周波数調整力契約 ・電源Ⅱ需給バランス調整力契約
1 4 計量器の有無※4	有 ・ 申請中 （該当するものに○（マル）をつけてください。）
1 5 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無※5	有 ・ 無 （該当するものに○（マル）をつけてください。）

（作成にあたっての留意点）

○押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

※1 容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間において、当社または属地TSOからの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。

※2 落札者の決定にあたり、募集容量に達する、もしくは超過するまでの年間の調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札（第2項に記載する電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力での応札）の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力（これを「調整契約電力」といいます。）に記載いただければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札（同上）の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載されている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札案件決定の方法」〔ステップ2〕落札案件の仮決定」を参照してください。

※3 調整契約電力については、幅（●kW以上～●kW未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量価格は調整契約電力×容量単価で求めるものといたします。）

※4 DRを活用して契約される場合は、属地TSOの約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは属地TSOに事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であることを記載してください。

なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載してください。

- ※5 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等を行なったにも関わらず、1の者からの応札またはJV応札としなかったことが判明した場合は、関連する全ての入札を無効といたします。

ロ 応札者の概要（様式2）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金（円）	●、●●●
売上高（円）	●、●●●
総資産額（円）	●、●●●
従業員数（人）	●、●●●
事業税課税標準	収入割を含む ・ 収入割を含まない

（作成にあたっての留意点）

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 応札主体が、JVまたは合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、該当するものを選択してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

契約設備の仕様（様式3）

契約設備の仕様

1. 契約設備内訳一覧

No.	評価対象 ①ネガワット ②ポジワット ※1	地点に関する情報				供出電力に関する情報							供出手段に関する情報		他 需要 抑制 契約 の 状 況 ※5	2025年 度容量 市場 (実効 性テスト) に 参加 ※6	計 量 器 ※7		
		(①の場合) 供給地点特定番号 (②の場合) 受電地点特定番号	発電者名 又は需要家名	電源等名称	住所	(②の場合) 契約受 電電力 (kW) ※2	供出電力(kW) ※3							電源等種 別 電源(自 家発電等) 需要抑制				供出方法	(電源の場合) 発電設備の容量 (kW) (需要抑制の場 合) 負荷設備の容量 (kW) ※4
							7月	8月	9月	12月	1月	2月	備考						
1	①ネガワット	03XXXXXXXXZZRRRRTTT	○株式会社 ○支社	○支社	●●●● 市●●●● ●●●●1-1-1		200	200	200	300	300	300		需要抑制	工場ライ ンの一部 停止	・包装ライン 300kW	a	○	有
2	②ポジワット	03XXXXXXXXZZRRRSSSS	○株式会社 ○工場	○工場1G	●●●● 市●●●● ●●●●2-2-2	400	0	400	400	100	100	100		電源(自 家発電等)	自家発の 起動	・ディーゼル発電 機 400kW×2台	a		申請中
3	②ポジワット	03XXXXXXXXZZRRRRUUU	○株式会社 ○発電所	○発電所1G	●●●● 市●●●● ●●●●3-3-3	800	500	500	500	500	500		電源(自 家発電等)	発電機の 起動	・コージェネ 1,200kW	c		有	
4	①ネガワット	03XXXXXXXXZZRRRRXXX	○株式会社 ○工場	○工場	●●●● 市●●●● ●●●●4-4-4		200	200	200	200	200		電源およ び需要抑 制	自家発の 起動、工 場ライ ンの一部 停止	(電源)ディーゼル発電 機 200kW (需要)出荷ポンプ 50kW×2台	b	○	有	
5	②ポジワット	03XXXXXXXXZZRRRRXXX	○株式会社 ○工場	○工場1G	●●●● 市●●●● ●●●●4-4-4	200	100	100	100	100	100		電源(自 家発電等)	自家発の 起動	・ディーゼル発電 機 400kW×2台	b		有	

(作成にあたっての留意点)

- 評価対象（ポジワットもしくはネガワット）、アグリゲーションの有無に関わらず、全ての入札案件に本様式の提出が必要です。
- 電源 I 廠気象対応調整力契約電力を変更しないことを前提に、落札者選定後に契約設備内訳一覧を変更することは可能とします。
- 応札者が指定する複数の発電設備を集約し、または需要家の需要抑制と当該発電設備の増出力を束ねて、廠気象対応調整力の提供を行うための要件は、募集要綱別紙「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」のとおりといたします。次に示すケースに該当する地点を他地点とアグリゲーションする場合には、提供期間を通じて1,000kW以上の提供ができないことを証明する書類を提出してください。
 - (1) 契約受電電力が1,000kW以上の場合
 - (2) 同一地点においてネガワット・ポジワットの双方を評価対象とすることを希望し、ネガワットの供出電力とポジワットの契約受電電力の合計値が1,000kW以上となる場合
- 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。

- ※1 指令時に当該地点をネガワット・ポジワットどちらで評価するか選択してください。また、ポジワットを選択された電源等については、様式3-1もしくは様式3-2を提出してください。なお、同一地点でネガワットとポジワットの双方を評価対象とすることを希望する場合は、二行に分けて記載してください。
- ※2 発電量調整供給契約の契約受電電力を記入してください。
- ※3 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を供出するにあたり、各地点に供出を見込む電力を記載してください。（この供出電力の合計が電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力以上であることが必要です。）
供出電力（kW）が、発電設備または負荷設備（または需要家）の容量（送電端値）以下であることが必要です。
同一の発電設備または負荷設備（または需要家）を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力（kW）と供出電力量（kWh）が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力（kW）の合計値が、当該設備（または需要家）容量（送電端値）以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備（または需要家）からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを提出願います。（様式は問いません。）
同一の発電設備または負荷設備（または需要家）を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は（それぞれの契約での当該設備（または需要家）からの調整力供出（電力（kW）/電力量（kWh））の確実性が確認できない場合は、当該設備（または需要家）を契約内容として勘案しません。（需要家等の対象から除外します。）
- ※4 評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。
（1）発電設備の場合：発電機の基本仕様、起動カーブ、運転記録、運転体制、廠気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
（2）負荷設備の場合：対象負荷設備の容量、制御方法、運転体制、廠気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
- ※5 集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。
a. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他の応札者からの応札あり）
b. 本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他の応札者からの応札なし）
c. 一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供
- ※6 入札時点で発動指令電源の電源等リストへの登録が未定の場合は空欄としてください。
- ※7 属地 TSO の約款に基づく計量器が設置されている場合は「有」（ただし調整力ベースラインの設定および当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中である場合は「申請中」を選択してください。
- ※8 代替設備を提示いただく場合についても、本様式を使用してください。その際、代替設備であることやその期間、運転継続時間について備考に記載ください。

ハ-1 契約設備の仕様 (様式3-1)

契約設備の仕様 (火力発電機)

1. 電源等名称 ●●工場1G
2. 営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日
3. 主たる使用燃料 石炭
4. 発電機
- (1) 種類 (形式) ●●●●
- (2) 定格容量 ●●● kVA
- (3) 定格電圧 ●● kV
- (4) 周波数 50 Hz
- (5) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz
5. 所内率 ●%

- 複数の発電機を集約して一体的に電源Ⅰ「廠気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

ハ－２ 契約設備の仕様（様式３－２）

契約設備の仕様（水力発電機）

1. 電源等名称 ●●水力発電所 1 G
2. 営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日
3. 最大貯水容量（発電所単位で記載） ●● (10³ m³)
4. 発電機
- (1) 種類（形式） ●●式
- (2) 定格容量 ●●●● kVA
- (3) 定格電圧 ●● kV
- (4) 周波数 50 Hz
- (5) 連続運転可能周波数 ●●Hz ～ ●●Hz
5. 所内率 ● %

- 複数の発電機を集約して一体的に電源 I へ 廠気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 サイズとしてください。

ホ 運用条件に関わる事項（様式7）

運用条件に関わる事項

発電機名 ●● 発電所 ● 号機

<p>運転継続時間</p>	<p>※ 運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。</p>
<p>計画停止の時期 および期間等</p>	<p>※ 契約期間内における定期検査等、停止（電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供できない）の実施時期や、その期間を記入してください。また、実施時期を限定する必要がある場合は、その旨についても記入してください。</p> <p>※ 定期検査等、停止の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入してください。</p> <p>※ なお、本入札書類をもって、仮に落札・契約した場合の年間停止計画を確認・了承するものではありません。</p> <p>※ 年間停止計画については、契約成立後（または契約協議の中で）、本募集要綱第8章（6）にもとづき、改めて提出いただきます。</p>
<p>運転管理体制</p>	<p>※ 当社からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。</p>
<p>給電指令対応システム</p>	<p>※ 当社からの指令に応じるためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲーターが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）</p>
<p>その他</p>	<p>※ その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。</p>

（作成にあたっての留意事項）

- 複数の発電機を集約して一体的に電源Ⅰ 廠気象対応調整力供出を行なう場合、本様式は発電機ごとに提出してください。
- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

チ 入札辞退書（様式8）

●●●●年●月●日

入 札 辞 退 書

東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則 宛

会社名 ●●株式会社
代表者氏名 ●●●● 印

東京電力パワーグリッド株式会社の「2022 年度電源 I 〳 厳気象対応調整力募集」に下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

1 発電機等の所在地および契約設備名称	●●県●●市●●番 ●●発電所●号機		
2 電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力 (送電端値)	●kW		
3 運転継続時間	●時間連続可能		
4 電源 I 〳 厳気象対応調整力提供可能 時間	●時～●時 (9時～20時) の間		
5 容量単価 (1kWあたりの価格)	1kWあたり	●円 ●銭	
6 容量価格 (1kWあたりの価格=容量単 価×電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力 ※自動表示 (銭未満四捨五入))	●円		
7 上限電力量単価	1kWhあたり	●円 ●銭	
8 当社からの指令方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用線オンライン ・簡易指令システムを利用したオンライン 		
9 指令受信から調整実施までの時間	●分 (3時間 (180分) 以内)		
10 厳気象対応調整発動可能回数	●回 (12回以上)		
11 他の応札との関係 (該当するものに○をつけてください。)		重複入札	複数入札
	電源 I 周波数 調整力		
	東北電力調整 力公募		
	中部電力調整 力公募		

(該当するものに○ (マル) をつけてください。)

1 2 一部切出しが可能な場合の調整契約電力 ※2

調整契約電力（送電端値）
●kW～●kW
●kW～●kW
●kW～●kW

※容量単価は5の値、上限電力量単価は7の値を適用するものといたします。

<p>1 3 電源Ⅱ契約の締結有無 (該当するものに○をつけてください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源Ⅱ周波数調整力契約 ・ 電源Ⅱ需給バランス調整力契約
<p>1 4 計量器の有無</p>	<p style="text-align: center;">有 ・ 申請中 (該当するものを選択してください。)</p>
<p>1 5 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無</p>	<p style="text-align: center;">有 ・ 無 (該当するものを選択してください。)</p>

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもって確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象といたします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

〔前提〕 評価対象者の選定

入札案件の中で、上限単価（第5章 1（6）参照）を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限単価以下の評価用単価となる入札案件を評価対象とします。）

以下、ステップ1については、入札書（様式1）の項目2、6、7に記載されているそれぞれの電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力、容量価格、上限電力量単価[円/kWh]についてのみ対象とします。（項目12に記載のものは対象といたしません。）

〔ステップ1〕 評価用単価の算定

次式のとおり評価用単価を算定いたします。

評価用単価

$$\begin{aligned} & \text{容量価格} \\ = & \frac{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力}}{\text{運転継続可能時間 (3時間)}^{※1}} \\ \times & \frac{\text{運転継続時間}}{\text{11時間}} \\ \times & \frac{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力提供可能時間数}^{※2}}{\text{電力量単価}} \end{aligned}$$

電力量価格 = 電源 I ‘ 廠気象対応調整力契約電力 × 年間想定発動回数(7回※3)
× 運転継続可能時間(3時間) × 上限電力量単価

電力量単価 = 電力量価格 ÷ 電源 I ‘ 廠気象対応調整力契約電力

- ※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は3時間といたします。
- ※2 電源 I ‘ 廠気象対応調整力提供可能時間数が11時間を超過する場合は11時間といたします（9時～20時の間）。
- ※3 第62回制度設計専門会合（2021. 6. 29）資料6-1にて整理された値を採用しております。

[ステップ 2] 落札案件の仮決定

ステップ1で算定した評価用単価が安価な入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として仮決定いたします。（この時の募集容量と応札量の累計値との差を、以下「最終必要量」という。）ただし、運転継続時間が運転継続可能時間（3時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値としてみなし、また電源 I ‘ 廠気象対応調整力提供可能時間が1日のうち11時間未満の場合は応札量を11時間で除して電源 I ‘ 廠気象対応調整力提供可能時間を乗じた値としてみなします（途中計算過程における端数処理は行わず、計算結果の小数点以下を切り捨てます。）

上記により仮決定した落札案件を除いた残りの入札案件については、最終必要量を充足するまたは超過する最も経済的な（容量価格と電力量価格の合計額が最も安価となる）組み合わせにて落札案件を仮決定いたします。（この仮決定にあたっては、入札書（様式1）の項目12に記載の調整契約電力による応札も加味したうえで対象を選定します。）この際、入札書（様式1）の項目12に記載の調整契約電力による応札も含めて対象を選定いたします。

[ステップ 3] 競合案件発生時等の取り扱い

ステップ2にて落札案件として仮決定した案件のうち、他の一般送配電事業者

が実施する調整力公募に応札され、複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件（以下、「競合案件」といいます。）は、属地TSOである一般送配電事業者が落札するものとし、属地TSO以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ2の再評価を行います（これを競合案件がなくなるまで行います。）

次に属地TSOである一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件（以下「属地外競合案件」）があった場合は、当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者でステップ2の再評価を行い、最高評価用単価（募集容量に達する案件の評価用単価）が高い（募集容量の未達がある場合は、未達容量の最も大きい）一般送配電事業者が落札するものとし、それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ2の再評価を行い落札案件を決定します。なお、属地外競合案件（当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む）が複数ある場合は、全ての属地外競合案件がなくなるまで、最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行います。

なお、やむを得ず募集容量を超過した場合は、入札書（様式1）の項目12の記載によらず、募集容量から当該超過分を控除する協議をさせていただくことといたします。

〔ステップ4〕 供給信頼度評価の実施および落札案件の決定

ステップ3のプロセスを実施した後、その結果を広域機関へ通知し、広域機関は各一般送配電事業者の選定結果を踏まえて供給信頼度評価（以下、「EUE評価」といいます。）を実施いたします。

当該評価結果が不適合だった場合、ステップ2以降のプロセスを繰り返します。このとき、ステップ2においては、落札候補案件のうち、不適合の要因となった地域間連系線混雑対象エリア（以下「混雑エリア」といいます。）の系統に連系する契約設備を活用する案件で最も評価順位の低い案件を除外し、混雑エリア以外の系統に連系する契約設備を活用する案件のみを対象といたします。なお、他の一般送配電事業者の選定結果を踏まえた供給信頼度評価が不適合の場合は、ステップ3を繰り返し行います。

これらのプロセスを全ての一般送配電事業者のEUE評価が適合となるまで繰り返し、最終的に残った案件を落札案件として決定いたします。

[ステップ 5] 契約協議

落札者と募集に合わせて公表する電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約書（ひな型）および端境期における調整力提供に関する覚書（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））等にもとづき、契約協議を行ないます。

なお、当社が属地TSOとならない場合は、属地TSOと落札者と当社の三社間で契約（以下「三社間契約」）を締結していただきます。

第 8 章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。

(1) 契約期間

電源 I 〳 廠気象対応調整力契約期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までといたします。

(2) 基本料金

当社が容量価格を月ごとに分けてお支払いいたします。

イ 容量価格（＝容量単価（円/kW）に電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、提供期間の月数（2023年7月から2023年9月、2023年12月から2024年2月の6ヶ月間）で除して月ごとに分けて原則翌月に支払うものといたします。

ロ 端数は最終月分で調整するものといたします。

ハ 容量価格の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。

(3) 従量料金

当社指令にしたがって電力の供出をしたことにもなう従量料金についてお支払するものといたします。

イ 契約者は、上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。契約者があらかじめ需給調整市場システムに登録した各単価（以下「初期登録単価」という。）に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます（契約設備が需給調整市場における取引に用いられない場合（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合）であっても、ロの単価含め需給調整市場システムへの登録が必要です。）。

ロ 契約者は、毎週火曜日 14 時まで、週間単位（当該週の土曜日から翌週

金曜日まで)の料金に適用する上げ調整単価、下げ調整単価(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)を需給調整市場システムに登録していただきます。

なお、当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。

単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の上限電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。

ハ ロの単価登録以降にロで登録した単価を変更する場合は、各30分コマの始期の6時間前まで※に行なっていただきます。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととします(同時に電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約または電源Ⅱ^レ低速需給バランス調整力契約を締結した場合も同じとします)。また、上限電力量単価を超える単価を登録した場合は、上限電力量単価にて精算いたします。

※ 今後の制度設計専門会合等で議論が行われ、その結果により見直しを行う可能性があります。

ニ 当社指令による上げ調整費用(上げ調整量×上げ調整単価)、下げ調整費用(下げ調整量×下げ調整単価)(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)に係る料金を属地TSOと契約者間で各月ごと(kWh確定の翌月までに)に精算するものといたします。

ホ 同一の契約設備により電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結した場合は、各調整力契約における電力量料金の算定方式および支払い方法に従って算定し、精算いたします。その場合においてもロの単価にもとづき精算いたします。

へ 上げ調整のみにに応じていただける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30分単位の計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマの属地TSOのインバランス価格にて属地TSOと契約者間で精算するものといたします。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動(発電等出力増)となっている場合、

料金精算は行ないません。

なお、DRを活用した契約者の場合、調整量は約款における損失率^{※1}を考慮したうえで算定いたします。

※ イおよびロの単価登録やハの単価変更をする際に需給調整市場システムを利用するにあたり必要となる機材等を、契約希望者の責任と負担において用意していただきます（当該機材等の購入費用や通信設備の施設に係る費用等、需給調整市場システムの利用に係る費用については、すべて契約希望者の負担といたします。）。また、単価登録および単価変更をするために必要となる電源等データ等その他の情報についても、あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。

なお、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行なわれた処理について、一切の責任を負っていただきます。需給調整市場システムに関する詳細については、需給調整市場における取引規程等をご確認ください。

※ (2)および(3)について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、イ、ロおよびハで登録・変更する上げ調整単価は、あらかじめ需給調整市場システムへ登録した収入割に相当する率から算出される収入割相当額分を控除したものとしてください。料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算いたします。

一方、属地TSOが支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額（収入割に相当する金額に限ります。）を加算していただきます。

※1 約款改定の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします。

(4) 計量器

原則として、発電機ごとに計量器を設置していただきます。

イ 前述の従量料金の算定のために、原則として発電機（契約単位）ごとに記

録型計量器を取り付け、30分単位での計量を実施いたします。

ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施いたします。

ハ 送電端と異なる電圧で計量を実施する場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。

ニ DRを活用した契約を希望される場合は、属地TSOの約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増（需要減）を特定できる前提においては、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要といたします。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家の状況（計量器の種類・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

ホ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合は、属地TSOの約款にもとづき計量器を設置・取り替えさせていただきます。

なお、計量器の設置に係る費用は契約者の負担といたします。

(5) 運用要件

運用要件の遵守

契約者は、契約設備について本要綱第5章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約書（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書）における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(6) 停止計画

電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供時間においては、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので、定期点検、補修作業等による停止はできません。

イ 契約者は、提供期間以外において当社からの要請にもとづき、翌週の供出可能電力を提出していただきます。ただし、電力の供出可能量に変更がない

場合、当社にその旨を連絡のうえ、提出は不要といたします。

(7) 計画外停止等

イ 平日時間において、契約者の設備トラブルや定検等で、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった場合は、すみやかに当社まで申し出てください。

ロ 出力一定作業や並解列の制約等が発生した場合は、すみやかに当社まで申し出てください。これらは、計画・計画外を問わず作業停止伝票にて実績を確認するため、該当する場合は作業停止伝票を発行していただきます。

ハ なお、原則として前日12時までにあらかじめ定めていただいた電源Ⅰ 廠気象対応調整力を供出可能な代替設備を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、契約設備の追加、変更および削除を行なうことができるものいたします。なお、差替えた設備に対して追加費用のお支払いはいたしません。

(8) ペナルティ

イ 契約電力未達時割戻料金

(イ) 平日時間において、契約者の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由により、当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が3時間以上の場合は3時間といたします。）において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」といいます。）が電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を2で除してえた値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、各月ごとに当社が支払いを受けるものいたします。

ただし、(7)（計画外停止等）イに係る契約者からの申し出があった場合で、当社の実務上の都合等により、当該申し出の内容から発動指令時点で供出不可と見込まれる量を予め控除して指令を行なったときは、契約電力未達時割戻料金の算定上、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力全量について指令がなされたものとみなします。

なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契

約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力」および「本項イ(ロ)で定義する一部供出電力」は30分単位の値として2で除してえた値といたします。

(ロ) 契約電力未達時割戻料金の算定式

契約電力未達時割戻料金

$$= \text{各コマの未達度合い合計} \div (\text{発動回数}^{\ast 1} \times 3 \text{時間} \times 2 \text{コマ}) \\ \times \text{基本料金} \times 1.5$$

未達度合い

$$= (\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} - \text{調整電力量}^{\ast 2}) \\ \div \text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力}$$

なお、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は、未達度合いの算定方法等について、必要に応じて協議させていただきますので、対象の契約設備、実効性テストの有無について様式3を用いてお申し出ください。

※1 運用要件に定める最低発動回数の12回といたします。

また、13回目の発動回数以降、12回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。

※2 調整電力量は電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を上限といたします。

(ハ) 契約電力未達時割戻料金の合計額は、年間の基本料金以下といたします。

(9) 契約の解除

イ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約

本項において、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約を契約者および当社および東北電力ネットワーク株式会社または中部電力パワーグリッド株式会社の3社により締結する場合は、「契約者または当社」を「契約者または

属地TSOもしくは当社」と読み替えることといたします。

- (イ) 契約者または当社が、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」の履行を催告するものといたします。
- (ロ) 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」を解除することができるものといたします。ただし、意図的な契約不履行等があった場合は、ただちに契約を解除することができるものといたします。
- (ハ) 契約者または当社が、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」を解除することができるものといたします。
 - (a) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
 - (b) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
 - (c) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
 - (d) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (ニ) 契約者の厳気象対応調整力の提供に必要な電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きが、提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなった場合、当社は、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約」を解除できるものといたします。
- (ホ) 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。

(10) アグリゲーターに関する事項

- イ アグリゲーターが電源 I 〃 廠気象対応調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- (イ) アグリゲーターが当社指令に応じて電源 I 〃 廠気象対応調整力を提供すること。
 - (ロ) アグリゲーターが供出する電源 I 〃 廠気象対応調整力が1,000kW以上であり、かつ、アグリゲーターが複数の需要家または発電設備を束ねて電源 I 〃 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。
 - a 需要家に対して、次の (a) および (b) の事項を定めた電源 I 〃 廠気象対応調整力供出計画を適時策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること
 - (a) 発電等出力増の量
 - (b) 発電等出力増の実施頻度および時期
 - b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること
 - c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること
 - d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源 I 〃 廠気象対応調整力契約の履行に支障をきたさないこと
 - (ハ) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
 - (ニ) 電源 I 〃 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が属地TSO約款29 (計量) (3) における技術上・経済上やむをえない場合等特別の事情があつて計量器を取り付けない事業者等、に該当しないこと。
 - (ホ) アグリゲーターが、需要家に属地TSOの約款における需要者に関する事

項を遵守させ、かつ、需要家が属地TSOの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ロ 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものいたします。

ハ 調整電力量（需要抑制量）の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものいたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

(11) 目的外活用の禁止

提供期間においては、設備容量のうち、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力分については、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ 廠気象対応調整力の供出以外に活用しないことといたします。ただし、容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストに応じるために、契約設備の全部または一部を活用する場合は除きます。

また、提供期間において、設備容量のうち、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力分以外の容量を需給調整市場に入札する場合は、公募開始に合わせて当社ホームページに公表する「電源Ⅰ 廠契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。

※ ただし、アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約における電源Ⅰ 廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ 廠気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時にその旨を申し出ていただきます。

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

- (1) 電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約）を締結した契約者は、当社の指令に応じる際の1kWhあたりの価格をあらかじめ需給調整市場システムに登録してください。

なお、価格設定にあたっては、コストを踏まえた設定としてください。

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、GC時点の計画値と実績との差分電力量に以下のkWh対価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行なった場合の増分価格(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行なった場合の減分価格(円/kWh) を設定

ロ DR設備を活用した応札者の場合

精算時は、調整力ベースラインと実績（属地TSOの約款における損失率を考慮したもの）との差分電力量に、以下のkWh対価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行なった場合の増分価格(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行なった場合の減分価格(円/kWh) を設定

・発電設備を活用した契約者の場合、属地 TSO の約款上、BG (balancing group) 最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と属地 TSO の対価の授受として以下のように定めます。

Y-X>0 の場合 (DR を活用した契約者の場合は X-Y)

差分×V1 (上げ調整に応じていただける契約者に限ります。) を属地 TSO が契約者に支払います。ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません。

Y-X<0 の場合 (DR を活用した契約者の場合は X-Y)

差分×V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。) を契約者が当社に支払います。ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分×属地 TSO のインバランス単価 (当該時刻における、属地 TSO のインバランス単価) を契約者が属地 TSO に支払います。

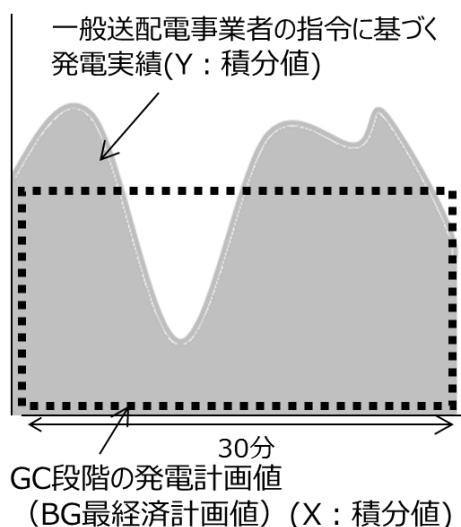
Y-X=0 の場合 (DR を活用した契約者の場合は X-Y)

対価の授受は発生しません

X : GC 時点での発電計画値の積分値

Y : 当社の指令にもとづく発電実績の積分値

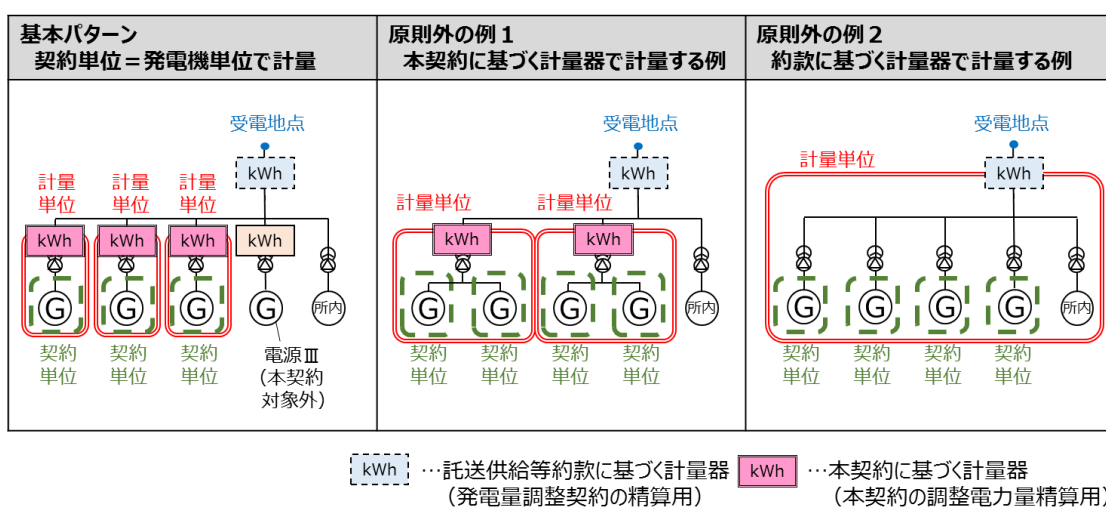
・DR を活用した契約者の場合、X を「調整力ベースラインから求められる積分値」に Y を「当社の指令にもとづく需要実績の積分値に 1/(1-損失率) を乗じたもの」に読み替えて算定いたします。



2. 計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

(1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機単位で計量いたしますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。

(2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価（V1、V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））が同一であること等が条件になります。



3. 調整電源BGの設定について

(1) 調整電源BG設定について

託送供給等約款により、調整電源は原則として、発電機毎に単独で発電BGを設定する（以下、「単独BG化」といいます）ことを条件として入札していただきます。

(2) 部分買取の発電場所の調整電源BG設定について

部分買取となっている発電場所を電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力として供出する場合、発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源BGとして単独BG化する必要があります（調整電源と非調整電源は別のBGとして設定していただきます）。

※単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。balancingグループの設定方法について個別に協議させていただきます。当社との協議が整わなかった場

合、落札者とならない可能性があります。なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。

4. 機能の確認・試験について

電源Ⅰ「廠気象対応調整力契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、応札者（または契約者）はその求めに応じていただきます。

- (1) 試験成績書の写し等、契約設備の性能を証明する書類等の提出
- (2) 当社または属地TSOからのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施
- (3) 現地調査および現地試験
- (4) その他、当社が必要と考える対応

以下に機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。 （専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で応札される契約設備に限ります。）</p>
制御試験	○			<p>■ 現地（DR を活用した契約設備においては、アグリゲーター～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。</p>

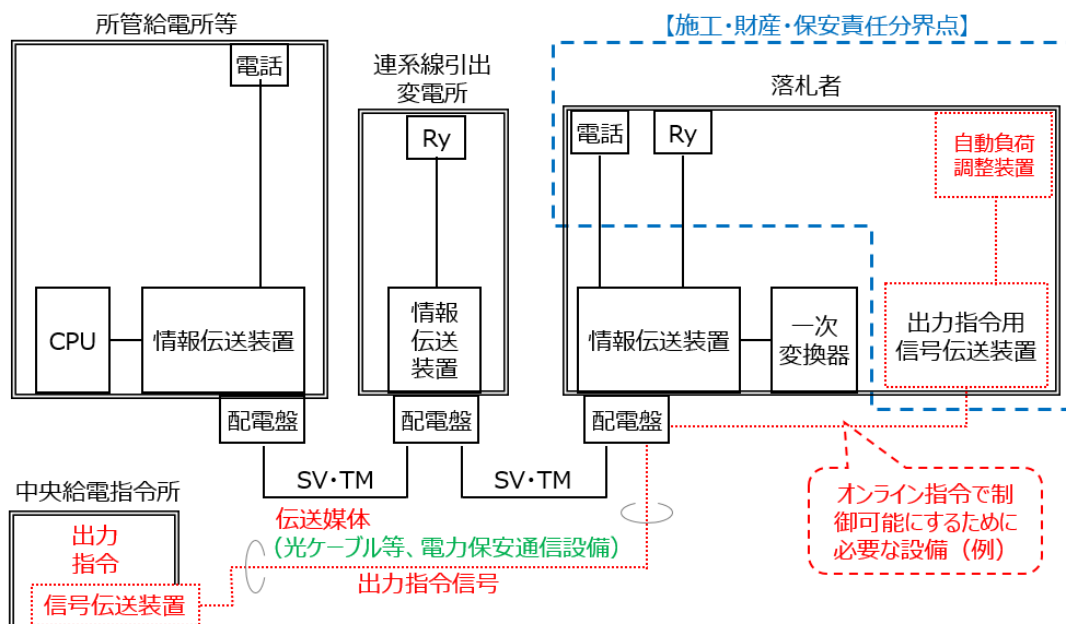
オンライン調整機能 (簡易指令システムを用いたものを含まず。)		○	■ 中給との対向試験を実施。
上記以外で系統連系技術要件に定める機能		○	■ 契約設備の性能を証明する書類等の提出で確認する。

5. オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含まず。）で制御可能にするための設備について

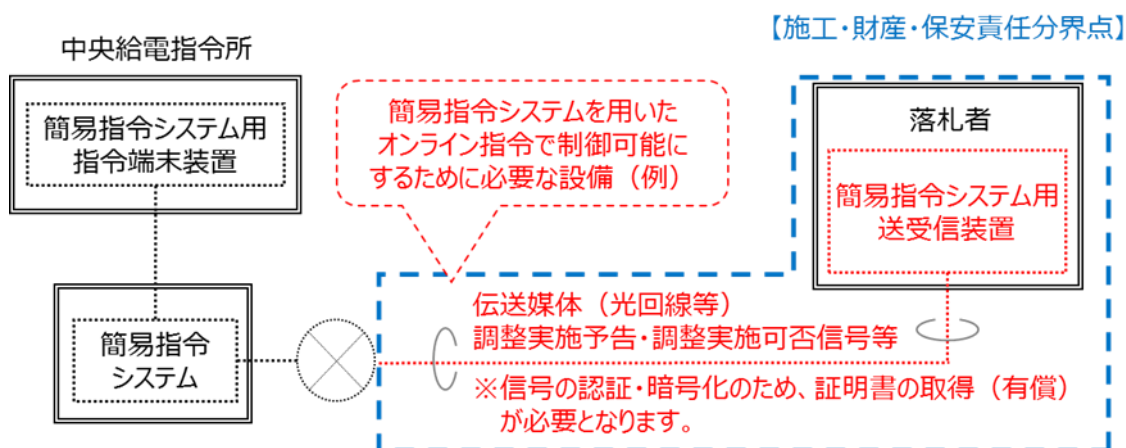
- (1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、中給からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含まず。）で制御可能にする為の設備等は、応札者の費用負担にて設置いただきます。

また、中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行なう通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複数ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例（発電設備を活用した場合の例）を以下に示しますので参照してください。

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合



ロ 簡易指令システムの場合



- (2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので東京電力パワーグリッド株式会社 経営企画室 電源調達・契約グループへご相談ください。ただし、当社が属地TSOとならない場合で、専用線オンラインにて応札される場合は、属地TSOとなる一般送配電事業者へご相談ください。

6. 電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応に伴う協力依頼について

「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」および「制度設計専門会合」等で電力量不足時の対応方法の一つとして、電源 I' の長時間発動について議論・整理されたことを受け、可能な範囲での協力をお願いすることがあります。また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。